

平成31年 3 月 1 9 日

矢巾町議会議長 廣 田 光 男 様

矢巾町議会総務常任委員会
委員長 小 川 文 子

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会が、平成31年矢巾町議会定例会2月会議において付託を受けた陳情の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○31陳情第1号：全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情

陳情者 大阪府豊能郡能勢町稲地 128-3
日米地位協定を見直す会
共同代表 難 波 希美子

2 委員会開催年月日

平成31年2月26日(火)

3 出席委員

小 川 文 子	川 村 農 夫	廣 田 清 実
長谷川 和 男	藤 原 由 巳	廣 田 光 男

4 審査経過

平成31年2月26日午後2時30分から委員全員出席のもと、31陳情第1号について、提出された資料に基づき慎重審議した。

5 審査結果

3 1 陳情第 1 号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6 審査意見

日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定であり、その考え方の中には日本全国どこでも米軍基地ができる可能性があることになっている。そんな中、全国知事会において出された「米軍基地負担に関する提言」の主旨は理解できることから、陳情書の要旨の中の辺野古問題を記載している最初の 3 行を削除することで、採択すべきものとした。

平成31年 3 月 19 日

矢巾町議会議長 廣 田 光 男 様

矢巾町議会教育民生常任委員会
委員長 村 松 信 一

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会が、平成31年矢巾町議会定例会3月会議において付託を受けた陳情の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○31陳情第3号：放課後児童クラブの職員配置基準等堅持を求める陳情
陳情者 盛岡市みたけ三丁目38-2
岩手県学童保育連絡協議会
会長 千 田 広 幸

2 委員会開催年月日

平成31年3月5日（火）

3 出席委員

村 松 信 一 高 橋 安 子 赤 丸 秀 雄
昆 秀 一 米 倉 清 志

4 審査経過

平成31年3月5日午後1時30分から、委員5人出席のもと、31陳情第3号について、煙山児童館を訪問し、職員配置の現状について視察調査を行い、その後、委員会室において、説明員として学務課及び福祉・子ども課の出席を求めて、現状等の説明を受け、協議・検討を行い慎重審議した。

5 審査結果

3 1 陳情第3号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6 審査意見

放課後児童クラブに配置される放課後児童支援員等の職員の配置等については国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされている。放課後児童クラブの運営において最優先すべきことは児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該「従うべき基準」が定められたものである。これを単に放課後児童クラブの人員の確保が難しいという理由によって緩和すべきでなく、従うべき基準を堅持すべきという本陳情の主旨は理解できるものとして、採択すべきとした。

また、放課後児童支援員等の処遇の改善は、未だに不十分な状態であることから、処遇の改善の更なる対策を推進することを意見書に加えることとした。

平成 29・30 年度総務常任委員会活動報告

○活動テーマ

- 1 新しいまちづくり調査研究特別委員会の政策課題
 - ① 町有地の利活用、町営住宅対策について
 - ② ウェルネスタウン構想について
- 2 交通に関する調査特別委員会の調査課題
 - ① 交通弱者対策について
 - ② バスの運行
 - ③ さわやか号の廃止対策
 - ④ 通院・買い物等弱者対策
 - ⑤ 免許返納者対応
- 3 各請願・陳情の審査

平成 29 年度総務常任委員会活動報告

開催日	調査課題	対象者	調査内容
平成 29 年 4 月 19 日	正副委員長互選		
5 月 25 日	29 請願第 1 号 町道森線の照明設備設置の請願の現地調査	請願者 室岡行政区長室岡良春氏他	現地の外灯設置状況を調査
6 月 6 日	29 請願第 1 号 町道森線の照明設備設置の請願審査 29 請願第 2 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願審査		
6 月 9 日	29 請願第 2 号の審査		採択すべきものと決定
6 月 13 日	29 請願第 1 号の連合審査	産業建設常任委員会	採択すべきものと決定
6 月 29 日	新しいまちづくり調査研究特別委員会の政策提言に係る調査課題について		
7 月 25 日	新しいまちづくり ①町有地の利活用について ②ウェルネスタウン構想について ③町有施設の長寿命化対策について ④旧矢巾中学校跡地の利活用について	企画財政課	まちづくりコンソーシアム 公共施設カルテ 旧矢巾中学校跡地利用基本計画について説明を受ける
8 月 22 日	1 行政区再編について 2 町営住宅について	総務課 道路都市課	現状報告を受ける
8 月 28 日	1 町営住宅のとりまとめ 2 管外視察研修について		

9月25日	1 管外視察研修について 2 29 請願第4号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願	請願者 岩手県原爆被害者 団体協議会	
10月5日	29 請願第4号の審査	上記請願者 下村 次弘氏	採択すべきものと決定
11月6日	岩手町視察 岩手町生活交通あいあいバス運営事業	岩手町役場 総務常任委員会の ほか、2 常任委員会 も参加	沼宮内タクシーによる デマンドタクシー で1乗車200円、町周 辺部のみ運行。街中は 県北バスで対応
11月7日 ～9日	管外研修 1 山北駅北側定住促進住宅整備事業 2 ①「生涯活躍のまち・つる」事業 ②協働のまちづくりの推進 ③市内循環バス・予約型乗合タクシー 3 協働推進、自治会活動への支援など住民自治の活性化の取り組み	1 神奈川県足柄上 郡山北町 2 山梨県都留市 3 東京都八王子市	(山北町) 子育て世帯 の移住の効果が表れ ている (都留市) 中規模の都 市ではバスとデマン ドタクシーの組み合 わせで対応 (八王子市) 住民参加 型のまちづくり、定年 後の社会参加を推進、 お父さん、お帰りなさい パーティー
11月16日	1 管外視察研修のまとめ 2 交通に関する調査特別委員会の調査課題		まとめは上記 分科会テーマ交通弱者 対策 ①デマンドタクシー ②バスの運行 ③さわやか号廃止対策 ④通院・買い物等弱者 対策 ⑤免許返納者対応
平成30年 1月16日	交通に関する調査特別委員会の調査 課題について協議		
1月29日	管外研修の協議 福祉型乗合タクシー ようたすカー及びデマンドタクシー の運行状況	福島県二本松市	事前質問他
2月13日 ～14日	交通に関する調査特別委員会総務分 科会に係る視察研修	福島県二本松市	旧安達郡では、コミュ ニティバスを廃止し、 デマンドタクシーに 特化。戸口から戸口と し、1乗車300円
2月27日	交通に関する調査特別委員会への中 間報告		

3月15日	30 請願第 1 号 ライドシェアの導入に反事務局長対し、安全・安心なタクシー事業を守る瀬策推進を求める請願	岩手県タクシー協会 小野幸宣氏	採択すべきものと決定
-------	--------------------------------------------------------	--------------------	------------

平成30年度総務常任委員会活動報告

開催日	調査課題	対象者	調査内容
平成30年 4月26日	住居表示について。	総務課 企画財政課	住居表示に関する経緯 矢巾町住居表示事業
5月21日	平成30年度の主要事業について 1 総務課 消防団応援事業、交通安全、反射材の活用、投票区見直し、職場環境の改善、町有地の販売促進 2 企画財政課 地方創生推進交付金事業、ローカルブランディング、Eコマース事業、ウェルネスタウンプロジェクト事業、アーティストインレジデンス事業、シンボルロード事業、空き家対策	総務課 企画財政課	
7月13日	公共交通について 1 デマンドタクシー導入の進め方、事業者との協議状況 2 さわやか号、コミュニティバスの考え方 3 交通に関する調査特別委員会総務分科会で提言した事項はどのように検討されたか 4 その他	企画財政課	総務常任委員会では、デマンドタクシーは交通弱者への対応と考えるが、町では、交通弱者という考えではなく、公共交通としての考えであり、立ち位置の違いがあった。
10月3日	パストラルバーデンについて 飛鳥商事より、源泉管の撤去の依頼があった	総務課 上下水道課	
10月25日	1 町民センター食堂について 2 まちづくりコンソーシアムについて 3 平成30年度主要事業の進捗状況について	企画財政課	
11月13日	交通に関する調査特別委員会に係る報告書について		町への提言（要約） 1 利用は登録制とし、交通弱者に配慮する。 2 停留所ではなく、戸口から戸口とする。 3 1乗車の利用料金は300円以下とする。

12月4日	30 請願第4号 消費税10%への引き上げ中止を求める請願	岩手県消費税廃止 各界連絡会 関沢浄氏	継続審査とした
平成31年 2月26日	1 デマンド型交通の進捗状況 2 30 請願第4号 消費税10%への引き上げ中止を求める請願 3 31 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情	企画財政課	1 矢巾タクシーへの事業認可が降りたことから、3月15日より試験運行を始める 2 継続審査とする 3 採択すべきものと決定

○まとめ

地方創生事業は平成30年度で終了となるが、評価・検証して次年度につなげることが重要である。この事業は、地方の創生が目的であったが、予算の多くが首都圏をはじめ県外の企業が担い、地場産業の活性化につながる成果が見えてこないもどかしさがあった。

ローカルブランディングによるEコマース事業は、2年連続の矢巾町ナイター等PR・宣伝が重視され、ふるさと納税の増額をもたらしたが、一方で、総務省から返礼率・返礼品の見直しを求められ、地場産品の発掘・育成が課題となっている。

ウェルネスタウンプロジェクトは、製薬会社の誘致が困難になり、拠点整備事業である旧町民センター食堂の改修計画が中止となるなど、実効性に問題があった。その中で、まちづくり会社が設立されたことは、地域おこし協力隊の力も得て、起業家の育成・支援など今後につながる効果が期待されている。

老朽化が進む町営住宅については、長期的な視点で建て替え計画が必要であり、31年度の計画策定が待たれる。委員会では、特にも老朽化が著しい矢巾住宅や風張住宅の視察など町営住宅と町有地の調査を実施した。また、管外視察で、神奈川県山北町の定住促進住宅を視察した。子育て世帯に良好な住宅を提供して、移住・定住を促進するためのもので、国の補助が2分の1であるが、PFI事業として取り組んでおり、移住が進んでいた。今後、本町でも、子育て世帯や若者をはじめとする単身者の入居対応も求められる。集合住宅の形態が一般的であるが、本町に様々な賃貸住宅があることから、借り上げも含め総合的な検討が求められる。

デマンド型タクシーは、さわやか号にかわる町民の足として、運行が期待されている。委員会では、岩手町、山梨県都留市、福島県二本松市の視察を実施した。岩手町では、町周辺部のみで利用料は1乗車200円であった。都留市は人口も多く、停留所を利用したバス及びデマンドタクシーの運行を実施していた。二本松市の旧安達郡は本町と人口が類似していたが、1乗車の利用料300円、戸口から戸口までの利用形態であり成果をあげていた。本町では、3月から試験運行が始まっているが、交通弱者への対応が求められており、委員会では、停留所ではなく戸口から戸口までの利用形態とし、利用料は1乗車300円以下とすることを強く提言する。運行後は、町民の声を受けとめ、速やかな改善を求めるものである。

平成29年度産業建設常任委員会活動報告

1. 概要

5月に委員会委員の異動が行われ、6名の委員により委員長、副委員長の互選を行い次回の委員会日程等を定め新たな任期2年間の委員会をスタートする。

その後の委員会で任期期間中のテーマと調査課題について協議を行い下記のように決定する。

- テーマ 産業の活力と環境を高めるまちづくり
- 調査課題 1) 各関係課の予算概要と主要事業の説明を受ける
2) 各種団体との意見交換より課題を抽出する

2. 関係各課から第7次矢巾町総合計画に係る平成29年度の主要事業について

- ・産業振興課 ①多面的機能支払交付金：農地法面及び溜池の草刈り、水路の泥上げ等
②農業次世代人材投資資金：45歳未満で経営開始から最長5年間支援
③農業経営力向上支援事業：営農・農業経営者の法人化に係る費用支援
④6次産業化に係る事業：商品開発、販売会等のPR活動を支援
⑤産業拠点の創設：岩手医科大学附属病院移転による交流の増加に対応した、出店と商店街の構築を支援
⑥工業の振興：中小企業及び地場産業活動と企業立地用地の確保の支援
⑦観光施設の整備：ひまわり畑の観光資源を利用し集客促進を図る
⑧勤労者への支援：雇用創出の推進及びインターンシップと起業家支援
- ・道路都市課 ①市街化調整区域の地区計画制度について
②矢幅駅前地区土地地区画整理事業について
- ・上下水道課 ①東部系新配水場の整備に伴う東部浄水場から専用送水設備の整備
②流通センターに係る水道事業の移管について
③矢巾スマートIC関連の水道整備について
④岩手県水道事業広域連帯検討会の設置について
⑤公共下水道長寿命化計画について
⑥流通センターに係る下道事業の移管について
⑦矢巾スマートIC関連の下道整備について

3. 新しいまちづくり調査研究特別委員会の政策提言に係る調査課題について

(Q：政策提言 & A：回答)

- ・産業振興課 Q：インターンシップなどで、更なる雇用の創出やマッチングなどの雇用対策を効果的に進められたい。
A：高校生を対象に、実践的な内容・期間でのプランを作成し、協力企業へて実施する。
Q：観光事業について、新しい町のパンフレット等を早急に作成し、積極的にPRする。
A：現在、全面改訂に向け準備を進めており、早期に新版の発行を進める。
Q：新たな産業用地の造成と企業立地用地を確保する。

A：企業のニーズを見極め必要面積及び希望立地先の把握を最優先し、道路都市課と連携し協議を行い、国や県と粘り強く調整を図り、用地の確保に努める。

・産業振興課 Q：国道4号線沿い（沿道サービスゾーン）の土地活用と開発。

・道路都市課 A：徳丹城跡については、文化庁との折衝も視野に入れ、観光施設として活用する。

Q：矢巾スマートIC周辺の開発について。

A：今年度に基本方針を定めるべき、鋭意調査に努めております。

Q：地区計画は平成18年からだが、煙山小や不動小の周辺を住宅地としての利用することは可能か。

A：開発は可能なので、地域でまとめて役場が支援する。

4. 各種団体との意見交換

・建設業協議会 ①矢巾スマートIC周辺の土地利用について

②町内に住宅やアパートを建てる宅地が不足しているが

③イセファーム東北（株）移転は

④消防学校の移転予定はあるのか

⑤国道西バイパスの南伸と徳田橋について

⑥年々降雪量の減少により除雪費の収入が減り、除雪車の車検代や維持管理費、固定費の計上で困っている

・商工会 ①商工会組織基盤強化推進事業

②経営発達支援計画の遂行（創業者支援への取り組み）

③矢幅駅前商業集積形成の実現

④経営革新の支援・普及

⑤6次産業化の模索

上記については、関係課と協議し改善策を要望した。

5. 管外視察研修

①神奈川県秦野市 スマートIC周辺における土地利用構想について

秦野市では、新東名高速道路の平成32年度供用開始の合わせ、秦野SAへのスマートICの整備を目指している。交通の優位性を活かし、魅力ある都市づくりの実現を図るため策定された、土地利用構想について視察研修した。

②静岡県伊豆の国市 伊豆長岡医療拠点地区計画について

順天堂大学附属病院静岡病院は、平成16年にドクターヘリの運航を開始するなど、伊豆長岡医療拠点を担っている。大規模災害時の対応施設の整備を図るため策定された、伊豆長岡医療拠点地区計画について視察研修した。

③静岡県田方郡函南町 「道の駅・川の駅」PFI事業について

平成29年5月1日にオープンした道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」は地域活性化や地域交流の創出のほか、防災拠点としての機能を果たしている。民間企業のノウハウを最大限に発揮できるPFI手法を活用した、道の駅整備事業の取り組みについて視察研修した。

平成29年度産業建設常任委員会活動報告

回数	開催日	調査課題	対象者（組織）	調査内容
1回	平成29年 5月8日	6名の委員により委員長、副委員長の互選を行う		
2回	6月2日	任期中のテーマ及び調査課題について		次回まで検討する
3回	6月9日	任期中のテーマ及び調査課題について 29 請願第 1 号町道森線の照明整備設置の請願について		産業の活力と環境を高める まちづくり 請願 現地調査
4回	6月26日	新しいまちづくり調査研究特別委員会政策 矢巾町建設業の状況について	矢巾町建設業協会	政策提言に係る調査 報告書に記載した通り
5回	7月6日	29年度予算の概要と主要事業について 新しいまちづくり調査研究特別委員会政策	産業振興課 道路都市課 上下水道課	
6回	8月23日	29年度予算の概要と主要事業について 農業委員会法の改正について	農業委員会	農業委員会委員の改正
7回	9月12日	29 陳情第 1 号全国森林環境税の創設に係る		賛成多数「採択」
8回	9月21日	農業委員会法の改正について		農業委員会委員の改正
9回	10月5日	所管事務調査の実施について		静岡：函南町・伊豆の国市
10回	10月19日	特別職の職員で非常勤もものの報酬及び費用弁償に関する条例 新農業委員会制度	農業委員会	10月会議議案 70 号付託意見の取りまとめた
10月会議	10月23日	新農業委員会制度に対する政策提言について		審査報告書
11回	10月31日	渋滞緩和に向けた取り組み及び道路網の整備について	道路都市課	新しいまちづくり調査研究 大学病院周辺交通量調査
12回	11月10日	矢巾町東部新配水場施設建設現場見学	上下水道課	
管外研修	11月13日 ～11月15日	管外研修（神奈川：秦野市 静岡：伊豆の国・市函南町）	秦野市 伊豆の国市 函南町	土地利用構想について 医療拠点地区計画について PFI 事業について
13回	11月24日	農業委員公募の進捗状況について	農業委員会	募集人員16人
14回	平成30年 1月25日	新しいまちづくり調査研究特別委員会の調査項目に係る視察研修について		道路網の整備について 盛岡市・紫波町
15回	1月29日	都市計画マスタープランの全体構想について	道路都市課	
管外研修	2月2日	新しいまちづくり調査研究特別委員会	盛岡市・紫波町	視察研修

平成30年度産業建設常任委員会活動報告

1. 概要

現委員構成での当常任委員会は2年目に入り、第7次矢巾町総合計画前期基本計画の中間地点となり、高橋町長の平成30年度施政方針における「利便性と発展性を高めるまちづくり」、「快適性と安全性を高めるまちづくり」、「産業の活力を高めるまちづくり」に係る平成30年度の主要事業について、関係課に説明を求めるとともに意見交換を実施したほか、町内各種団体との意見交換を実施した。

当常任委員会のテーマと調査課題については、昨年度同様下記の様にする。

- テーマ 産業の活力と環境を高めるまちづくり
- 調査課題 1) 各関係課の予算概要と主要事業の説明を受ける
2) 各種団体との意見交換より課題を抽出する

2. 第7次矢巾町総合計画に係る平成30年度の主要事業について

・産業振興課 主な事業について

- ①矢巾町農業経営体連絡協議会の設立：8月までに設立し、研修・意見交換会を開催
- ②人・農地プラン見直しに係る話し合いの調整：担い手同士で農地の利用調整
- ③特産発酵食品の体験イベントの開催：矢次工房等が味噌、甘酒等の加工体験を開催
- ④イトーヨーカドー「矢巾フェア」の開催：2回首都圏で開催する。
- ⑤矢巾総合射撃場の更新整備：盛岡広域管内市町で更新整備を検討する。
- ⑥ひまわり畑の整備：誘導看板及び駐車場の設置を2カ年で行う。
- ⑦観光情報の発信：SNSを活用した情報の発信及び観光パンフレットを作成する。
- ⑧特産品開発：やはばおでんのレトルトパック及び缶詰を開発する

・上下水道課 水道施設整備計画について

- ①重要管路150mm以上の配水管・重要施設へのルートを優先して整備。
- ②実施年度別管路更新整備状況はV P管を主体更新し水圧低下の管路、矢巾スマート I C 関連整備
- ③東部系新浄水場の整備
- ④矢巾スマート I C 関連は継続的に実施する
- ⑤今年度上水道事業は東部浄配水場送水管敷設工事、矢巾二区給排水管布設替え工事
- ⑥岩手県水道事業盛岡広域連帯検討会については30年度末までに検討結果を公表

下水道事業の主要事業について

- ①公共下水道は国庫補助による中央1号線の整備
- ②公共下水道長寿命化計画は矢巾・南矢幅地区について、管渠更新工事
- ③広宮沢地区はH28年度から単独費でカメラ調査と部分補修を実施中
- ④農業集落排水事業は間野々真空ステーションの自家発電設備設置を実施
- ⑤矢次地区をH31年度、下赤林地区はH32年以降に公共下水道への接続予定

・農業委員会 主な事業について

- ①農業委員の任命：平成30年4月24日辞令交付（任期：33年4月23日まで）
- ②農地利用最適化交付金の新設：農業委員の農地利用最適化の活動に対する交付金
- ③遊休農地の発生防止：農地パトロールを38農家組合に依頼し手当を支給する

④農業者年金の加入推進：農地者の豊かな老後生活を確保するため

⑤予算関係：歳入 3,729 千円、歳出 32,939 千円

・道路都市課

・矢巾スマート I C の 4～5 月の利用状況は、1 日平均約 1,600 台

・田尻橋は工事中 ・岩崎川は来年度に完了 ・徳田橋は 2023 年 8 月完了予定

主な事業について（交付金事業）

①矢次線：道路改築事業

②安庭線：矢巾スマート I C 関連交差点改良事業

③安庭線：矢巾スマート I C 関連事業

④堤川目線・宮田線：矢巾スマート I C 関連交差点改良事業

⑤宮田 1 号橋：矢巾スマート I C 関連事業

⑥堤川目橋：矢巾スマート I C 関連事業

⑦中央 1 号線：岩手医科大学関連事業

⑧渡花橋：橋梁長寿命化事業

⑨島線：交通安全施設整備事業

主な事業について（単独費）

①西部開拓線：舗装補修事業

②矢次地区水路：水路整備事業

③安庭線：舗装補修事業

④下海老沼線：舗装補修事業

⑤安庭 1 号橋：橋梁維持事業

⑥広煙線：舗装補修事業

⑦舞田線外 2 路線：生活道路整備事業

・都市計画マスタープラン策定：8 月下旬に全協で説明後、9 月会議に上程予定

・土地区画整理事業：駅前地区は今年度完了し、来年 6 月に換地処分を行う

3. 矢巾町農林業ビジョン「次世代に受け継ぐやはば型農業の実現」

①本ビジョンの位置づけ

②継続可能で安定的な農業経営の実現に資する農地の利用調整の推進

③持続可能で安定的な農業経営の実現に資する施設等整備

④持続可能で安定的な農業経営の実現に資する農畜産物の生産・販売への支援

⑤持続可能で安定的な農業経営の実現に資する教育の実施

⑥森林の多面的機能の発揮に係る支援

以上について、説明と質疑を行う

4. 交通に関する調査特別委員会 産業建設分科会

交通に関する調査特別委員会から産業建設分科会に①渋滞緩和に向けた取り組み②道路網の整備の 2 つのテーマについて調査の要請があり、具体的な調査項目ごとに提言し、報告した。

5. 市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドラインについて

総合計画においては、「市街化調整区域の自治会は人口が減少し、高齢化が進展することによりコミュニティ活動の低下が懸念される」という課題があげられており、また、「煙山・不動地区の農業集落的土地利用ゾーンにおいて定住化や地域活性化に取り組みを推進」することとしています。

さらには、「産業の活力を高めるまちづくり」として「町内の産業用地が不足していることから、

新たな産業用地の造成と企業立地用地の確保」や観光施設整備の政策として「魅力ある矢巾温泉郷の活性化」、南昌山自然公園及び徳丹城の産業用地等、観光施設の整備と観光資源の再確認による本町観光の構築を進めることとしており、これらは必然的に市街化調整区域が対象地となります。

以上のことから、地区を定めて地区計画で対応します。

盛岡広域共有課題による住宅供給地の不足については、県と盛岡市及び滝沢市と協議した結果矢巾町に70ha開発可能とのことです。

6. 各種団体との意見交換

- ・ 建築業協議会：①矢巾町の入札について一般競争入札を取り入れているが
②近隣市町で一般競争入札を取り入れているのが
上記については、関係課と協議し改善策を要望した。

7. 所見

常任委員会2年間を振り返り、「産業の活力と環境を高めるまちづくり」をテーマに、調査課題である(1)関係課の予算概要と主要事業の確認、(2)各種団体との意見交換による課題抽出、(3)新しいまちづくり調査研究特別委員会の政策提言に係る調査課題の検証、(4)交通に関する調査特別委員会産業建設分科会の調査テーマ、(5)管外視察研修等について、委員会活動を積極的に展開し、多岐にわたり関係課等に要望や提言を実施した。

平成30年度産業建設常任委員会活動報告

回数	開催日	調査課題	対象者(組織)	調査内容
1回	平成30年 5月29日	平成30年度主要事業について	産業振興課、道路 都市課、上下水道 課、農業委員会	
2回	7月6日	農林業ビジョンについて	産業振興課	ビジョン説明
	7月9日	矢巾町建設業の状況について	町建設業協議会	懇談会
3回	10月24日	田尻橋橋梁架替工事請負契約の変更について 道路の穴ぼこの修繕について 入札について	道路都市課 総務課	変更金額が高額なため 穴ぼこによる破損事故 一般競争入札について
4回	11月2日	農林業ビジョンについて	産業振興課	審議スケジュールについて
5回	11月26日	交通に関する調査特別委員会 産業建設分科会		まとめと報告書検討
6回	平成31年 2月26日	市街化調整区域地区計画ガイドラインについて	道路都市課	地区計画について

平成 31 年 3 月 19 日

矢巾町議会議長 廣 田 光 男 様

教育民生常任委員会

委員長：村松信一 副委員長：高橋安子

委員：赤丸秀雄、昆秀一、川村よし子、米倉清志

平成 29・30 年度教育民生常任委員会活動報告

- テーマ：① 徳丹城史跡周辺を活用したまちづくり
② 人口増加に向けた子育て支援
③ 新しいまちづくりにおける福祉・高齢化対策
- 調査課題：① 各関係課の予算概要と主要事業説明を受ける
② 各種団体との意見交換より課題を抽出する

1 概 要

平成 29 年 5 月に委員会委員の配置転換が行われ 6 名の委員による委員長、副委員長の互選後、委員会日程を定め、任期 2 か年における教育民生常任委員会の調査課題を取り決めた。

平成 29 年度は、第 7 次総合計画の進捗状況について、関係各課より説明及び意見交換並びに管外研修等を実施することとした。

また、交通に関する調査特別委員会から当常任委員会へのテーマとして「通学路の安全対策」について調査研究を行った。（交通に関する調査特別委員会からのテーマについては、別途報告済）

2 各関係課との意見交換

- ① 学務課・・・ いじめ対策として、29 年度から道徳教育の義務化やスクールカウンセラーの学校での面談、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を実施しながら対応する。トイレの様式化は平成 30 年度、国の補助金で実施する。
- ② 共同調理場・・・CO2 の削減について、環境省のモデル事業として補助金を入れながら対応する。
- ③ 健康長寿課・・・介護予防事業として、65 歳以上が誰でも生きがいつくり交流体操を実施。認知症家族や本人を対象に「認知症カフェ」を毎月第 2 土曜日「やはばーく」で実施。
- ④ 住民課・・・マイナンバーカードを利用した住民票等の交付をコンビニで取得できるシステムを平成 30 年 6 月から実施する。
- ⑤ 社会教育課・・・町内史跡 163 カ所、町指定文化財 43 件、埋蔵文化財 100 カ所ある。
- ⑥ 福祉・子ども課・・・平成 29 年度からは、病児保育を開設。毎年待機児童が出ることから、いろいろな制度を使いながら対応する。小規模保育事業等視野に入れ解決策を考える。

3 各種団体との意見交換

- ① 徳丹城周辺活性化推進協議会・・・観光振興及び農商工業連携を目的とした交流拠点の整備等について
- ② 紫波地域障がい者基幹支援センター・・・各種関係機関（学校・警察・行政等）と連携し、本人家族、関係者からの相談を受け、解決に向けて考える総合的な窓口である。
- ③ 矢巾町社会福祉協議会・・・在宅福祉関係者や子育て支援、災害ボランティア等数多くのボランティア活動を支援おり、ボランティア登録数は21団体450名となっている。
- ④ 煙山児童館・・・指定管理者である矢巾町社会福祉協議会が運営し、現在1年生から6年生まで自由来館を含め262名が登録。その内、常時130名ほどの子ども達が来館しているが、資格を有する職員3名とパート1名の計4名で、午後7時まで対応している現状である。春、夏、冬休み等には朝7時から午後8時頃まで勤務することも多い。
子育て支援事業の目的もあり、子どもは無料で預かっているとのこと。

4 管外視察研修

- ① 「くずまき見守り&スマートライフ プラットホーム推進事業」の効果について
（岩手郡葛巻町視察）
ICTまち・ひと・しごと創生推進事業として、CATVとマイナンバーカード活用による健康管理・行動履歴管理等を高齢者の暮らしサポート事業を計画し、平成29年度、52名のモニターで検証を開始。平成30年度の運用開始に向けた取り組みを実施している。
- ② 子育て応援宣言をしている岡山県勝田郡奈義町の視察調査
奈義町では、子育て家庭への経済的軽減を図るため、若者賃貸住宅の整備や建設に力を入れている。平成24年には「子育て応援宣言」をして、医療費助成（18歳、高校生まで実施）をはじめ、各種支援を図ると共に、病児保育の完備や地域の援助者が自宅で子どもの一時預りを行う子育てサポート「地域ぐるみで子育て」を念頭に町全体で取り組みをしている。
- ③ 三重県いなべ市「元気システム（いなべモデル）」の視察
医療費が高いとのことから、元気づくりの取り組みとして気軽にスポーツに親しみ、体を動かすことを目的に、元気づくり体験事業を開始。地区集会所にコーディネーターが出向き地域資源を生かした出前型の健康増進介護予防事業を実施。「元気づくりは地域づくり」との思いで、高齢者の仲間づくりや健康づくりで地域活動の活性化につなげている。

5 意見要望

- ①について 医療費助成については、本町では現在中学生までであるが、18歳高校生までの拡大の必要が必要ではないか。
- ③について マイナンバーカードを活用した独居高齢者等の見守りとして、テレビのリ

モコンを使用した見守りについて、本町でも検討する必要があるのではないかと。

6 その他

交通に関する調査特別委員会からの教育民生常任委員会へのテーマと調査報告「通学路の安全対策」については、平成30年12月11日実施の第4回交通に関する調査特別委員会で報告済。

平成29年度教育民生常任委員会活動報告

回	月 日	協議・調査内容	対象者・組織	調 査 内 容
1	H29 5月29日	任期中のテーマ及び調査課題	委員からの提案	・任期中のテーマ及び調査課題
2	6月2日	任期中のテーマ及び調査課題	同上	・平成29・30年度の調査課題について検討
3	6月12日	平成29・30年度の調査課題について	同上	・徳丹城史跡周辺を活用したまちづくり（調査の進捗状況把握） ・子育て支援の充実について第7次総合計画の検証・関係機関との意見交換 ・新しいまちづくりにおける福祉・高齢化対策について関係機関と ・町内福祉施設の実態把握
4	6月27日	第7次総合計画前期実施計画の進捗状況と今年度の事業計画について	学務課・学校給食共同調理場 健康長寿課 住民課	・学校教育及び教育環境の充実 ・健やかな生活を守るまちづくり ・社会保障制度の充実（国保・後期高齢者医療制度等）
5	6月30日	第7次総合計画前期実施計画の進捗状況と今年度の事業計画について	社会教育課 福祉・子ども課	・青少年健全育成・生涯学習の充実 スポーツ・文化財の保護と活用 ・健やかな生活を守るまちづくり及び時代を拓き次代につながるまちづくり
6	7月24日	平成29・30年度の教民活動テーマについて	委員各位の意見交換まとめ	・矢巾町まちづくりに対する政策提言の提出
7	8月3日	平成29年・30年度委員会調査課題とりまとめ		

8	8月18日	平成29・30年度取り組みについて		<ul style="list-style-type: none"> ・史跡徳丹城の活用 ・人口増加に向けた子育て支援 ・新しいまちづくりにおける福祉・高齢化対策について
9	9月12日	請願審査		<ul style="list-style-type: none"> ・私学教育を充実・発展させるための請願審査（採択）
10	9月26日	所管事務調査	健康長寿課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者見守り事業の現状について
		紫波地域障がい者基幹相談支援センターとの意見交換	紫波地域障がい者基幹支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換
11	10月10日	管外視察研修		<ul style="list-style-type: none"> ・くずまき見守り&スマートライフプラットフォーム推進事業視察（葛巻町）
12	10月20日	所管事務調査	健康長寿課 福祉・子ども課	<ul style="list-style-type: none"> ・矢巾町の介護予防事業について ・矢巾町の子育て支援事業
13	10月24日 ～26日	管外視察研修	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県いなべ市 ・岡山県勝田郡奈義町 	<ul style="list-style-type: none"> ・元気づくりシステムについて ・子育て応援宣言について
14	12月5日	請願審査	徳丹城周辺活性化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・徳丹城周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願の取り扱いについて
15	12月19日	教育民生・産業建設常任委員会 連合審査会	徳丹城周辺活性化推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・29請願第5号：徳丹城周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願
16	H30 1月16日	教育民生・産業建設常任委員会 連合審査会		<ul style="list-style-type: none"> ・徳丹城周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願 社会教育課・道路都市課

平成30年度教育民生常任委員会活動報告

回	開催月日	協議・調査件名	対象者・組織	調査内容
1	5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の主要事業について ・第7次総合計画（前期）進捗状況と30年度の事業の特 	福祉・子ども課 住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の予算概要と予算に係る主要事業 ・マイナンバーカード活用による証明書のコンビニ交付

		徴 ・所管事務調査	健康長寿課 社会教育課 学務課	サービス開始 ・矢巾町のゴミ処理状況について ・第7次総合計画の社会保障制度の充実について ・矢巾町公民館の平成30年度主要事業 ・史跡徳丹城跡総括報告書刊行 ・小中学校のトイレの洋式化工事 ・外国語活動支援員・部活動支援員の配置
2	8月30日	所管事務調査	健康長寿課 矢巾町包括支援センター	・介護保険事業の取り組みについて ・矢巾町地域包括支援センターの事業内容について
3	9月7日	請願審査（30請願2号） 請願審査（30請願3号）	岩手県教職員組合いわて盛岡支部長 三又恭次 私学助成をすすめる岩手の会 土屋直人	・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について ・私学教育を充実・発展させるための請願（採択）
4	10月9日	所管事務調査	総務課	・ゾーン30規制について（規制検討区域：煙山小学校周辺）
5	11月14日	所管事務調査	社会福祉協議会 健康長寿課 学務課	・矢巾町社会福祉協議会事業内容について ・通学路におけるブロック塀の調査結果について
6	H31 3月5日	陳情審査	煙山児童館視察 矢巾町社会福祉協議会 学務課・福祉・子ども課	・煙山児童館の運営に係る職員配置の現状について ・放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情（採択）

○概要所見

委員会最初の活動として、取り組みテーマに対する各関係課の説明を受けた。説明には関係資料も整い各課それぞれの取り組み計画や内容についてはよく理解できた。以後の委員会における調査研究に役立った。

委員会活動開始後約2年経過したが、学校トイレの洋式化、認知症カフェ、コンビニでのマイナンバーカードによる住民票等の交付や、今春小規模保育事業所の開設が見込まれる等、説明時点の実施計画が予定通り進捗していることに、関係課の皆様による日々の取り組みのご労苦に感謝申し上げます。

また、交通安全対策として活動期間中にグリーンベルトの設置やゾーン30の設置が決定される等、取り組みの対応も評価したい。

管外研修については、それぞれの視察先とも説明資料や映像系等に工夫が施され、研修項目について、取り組み内容や手法がよく理解できた。また訪問時における応対や説明内容の素晴らしさを感じ見習う点が多かった。

関係課同行研修は、課題共有における事業推進上の課題解決や取り組み方法等に必要なことから今後も継続することを望む。

平成31年3月19日

矢巾町議会
議長 廣田光男様

矢巾町議会予算決算常任委員会
委員長 山崎道夫

予算決算常任委員会審査報告書

- 議案第19号 平成31年度矢巾町一般会計予算について
- 議案第20号 平成31年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第21号 平成31年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第22号 平成31年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第23号 平成31年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第24号 平成31年度矢巾町水道事業会計予算について
- 議案第25号 平成31年度矢巾町下水道事業会計予算について

本常任委員会は、平成31年2月21日付けで付託された上記の7議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は議案第19号から議案第25号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記

- 1 人口3万人構想の早期実現を目指し、移住定住促進を図るとともに、宅地や企業誘致の用地確保に努められたい。
- 2 ふるさと納税の取り組みをさらに推進し、寄附金の有効活用に努めるとともに、地場産品の利用による地域経済の活性化を図られたい。
- 3 予算編成にあたり大幅な事業見直しを行う際には、十分に理解できる資料を提出するとともに、分かりやすく丁寧に事前説明を行い、その詳細を明確に示されたい。
- 4 職員の増員と適正配置に努め、仕事量のバランスを考慮し働きやすい職場環境を整備されたい。
- 5 デマンド型タクシーについて、交通弱者に十分配慮するとともに、町民の声を聞きながら必要に応じて早期改善を図られたい。
- 6 第7次矢巾町総合計画前期基本計画と地方創生事業について、KPIによる評価・検証・総括を行い、その内容を分かりやすく明確に示すとともに、後期基本計画と事業に反映されたい。
- 7 移住定住促進について、矢巾町のPRに一層力を入れるとともに、いわて銀河プラザに町農産物を常時出品する取り組みを進められたい。
- 8 戸別所得補償廃止のほか、TPP、EPA、FTA等農業情勢が一層厳しくなる中で、担い手の育成を図るとともに、水稻に頼らない新たな農業の振興に努められたい。
- 9 新たに取り組む後継者育成就農支援事業は、継続的に取り組まれたい。
- 10 西部地区の観光開発について、煙山ひまわりパークを核とした総合的な計画立案を早期に進め、一体型の事業として取り組まれたい。
- 11 生活道路について、町民からの請願を精査し、優先度に応じた舗装や歩道設置等改良工事を鋭意進められたい。
- 12 健康長寿を目指す町として、がん検診の受診率向上を図るとともに、多くの町民が健康チャレンジ事業に参加できる仕組みづくりに取り組まれたい。

- 13 新たに取り組む多世代型地域包括支援事業「エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業」について、地域と行政が一体となり協力しながらしっかりと取り組まれたい。
- 14 障がい者がより安全で安心して暮らせる町を実現するため、環境整備に努め、就労の場の確保に向けて企業等と連携し強化を図られたい。
- 15 学校施設整備について、不動、煙山、徳田小学校のグラウンド整備の実現に努められたい。
- 16 学校教育と社会教育の充実を図るため、「音楽のまち」「スポーツのまち」宣言にふさわしい予算の継続的配分を強く要望する。
- 17 通学路の安全対策について、歩道整備や防犯灯等の整備に努めるとともに、ブロック塀や倒木等危険と思われる箇所の調査を実施し適切に対応されたい。
- 18 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散により、町の上下水道事業に流通センター地域が編入されることから、上下水道管渠の強靱化に鋭意努められたい。

報告第1号

矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の変更に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成31年 3月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別紙

専 決 処 分 書

矢巾 SIC 関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 3月 8日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

- 1 工 事 名 矢巾 SIC 関連町道堤川目線道路改良その4工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字煙山地内
- 3 契約の相手方 矢巾町大字西徳田第5地割201番地2
株式会社水清建設
代表取締役 水 本 孝

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	97,200,000円	100,035,000円

報告第2号

渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の変更に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成31年 3月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別紙

専 決 処 分 書

渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 3月 8日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

- 1 工 事 名 渡花橋橋梁補修その1工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字赤林地内
- 3 契約の相手方 矢巾町大字南矢幅第6地割606番地
株式会社水本
代表取締役 水 本 慶
- 4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	63,720,000円	64,283,760円

発議案第1号

矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年矢巾町条例第20号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第14条第2項の規定により提出する。

平成31年3月19日

矢巾町議会議長 廣田光男様

提出者	矢巾町議会議員	川村農夫
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	村松信一
〃	〃	山崎道夫
〃	〃	高橋七郎
〃	〃	小川文子

矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例

矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年矢巾町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のように定める。 （1）・（2）〔略〕 （3） <u>矢巾町農業ビジョン</u> の策定、変更又は廃止をすること。 （4）〔略〕	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のように定める。 （1）・（2）〔略〕 （3） <u>矢巾町農林業ビジョン</u> の策定、変更又は廃止をすること。 （4）〔略〕
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

矢巾町農林業ビジョンの変更について

矢巾町農林業ビジョンの変更について、矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例(平成26年矢巾町条例第20号)第3号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成31年 3月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町農林業ビジョン

未来に引き継ぐやばば型農林業の実現



城内山から望む田園風景

岩手県矢巾町

目 次

1. 矢巾町農林業ビジョンの位置づけ	2
2. 農地の活用推進	4
(1) 潜在的耕作放棄地等の現状	5
(2) 新たな集積先等の確保・支援	9
3. 持続可能な農業経営体の育成	13
(1) 高収益作物の生産推進	13
(2) 農畜産物の販路拡大の推進	16
(3) 有害鳥獣駆除の担い手育成	19
(4) 本町の児童・生徒等に対する農業の魅力発信	21
4. 森林の保全・山村の振興	23
(1) 森林整備・樹種転換による防災等の推進	23
(2) 原木林造成による原木椎茸の生産推進	25

1. 矢巾町農林業ビジョンの位置づけ

本町農林行政の最大の使命は、いかなる時代でも安全・高品質・多種多様な農畜産物を安定的に供給できる環境を守り、防災、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養・教育の提供等の多面的機能を有する農業・農村及び森林・山村を守ることです。

矢巾町総合計画の下に位置づけられる矢巾町農林業ビジョンは、このような使命を踏まえ、現状の課題と2040年におけるあるべき姿を描き、両者のギャップを埋めるために本町等が行うべき施策をとりまとめたものであり、これらを未来の町民にまで引き継ぐことを目的とするものであります。

なお、矢巾町農林業ビジョンは矢巾町総合計画の改定等を踏まえ、5年毎に見直すものとします。

2. 農地の活用推進

農林水産省の発表によると、平成29年度の全国の食料自給率はカロリーベースで38%、生産額ベースで65%に留まります。このような割合を踏まえると、対外的な事情によっては、本町民等に安全・高品質・多種多様な農畜産物を安定的に供給できない状況も生じうると考えます。よって、他市町村と同様に本町も安全・高品質・多種多様な農畜産物の生産増進に努めるべきと考えます。

農畜産物の生産増進の基盤は言うまでもなく農地であり、農畜産物の生産増進のためにはまず農地面積を維持することが不可欠であります。町民人口3万人を目指す本町においては、今後も更なる宅地需要が見込まれるところですが、現在全圃場面積の約9割が含まれている農業振興地域においては、今後も農地における不要不急な開発行為、営農に支障を来すような開発行為等を抑制し、都市と農村が調和したまちづくりを目指してまいります。

農地の維持も重要ですが、当然ながらその農地を余すところなく活用しなくては農畜産物の生産増進には繋がりません。また、本町農林行政の最大の使命の一つである多面的機能を有する農業・農村の保全のためには、農地、農業用施設等が荒廃しないよう日々農業経営を行いながらそれらを維持管理していくことが不可欠であります。よって、多面的機能を有する農業・農村を守るためにも、農地を余すところなく活用しなくてはな

りません。

本町における農地の活用状況ですが、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組合（以下「農業経営体」と言う。）への農地集積率は平成30年8月時点で81.2%であり、耕作放棄地は町内の全農地の1%未満となっております。このことから、現状においては、本町の農地の活用状況は県内全域を見ても非常に良好であることがわかります。

このことを踏まえ、2040年においてはさらに、

- ① 農業経営体への農地集積率を9割以上とし、
- ② 耕作放棄地を現割合並みに抑えるべきと考えます。



本町高田・藤沢地区の優良農地

(1) 潜在的耕作放棄地等の現状

上記のとおり、現在本町の農地の活用状況は非常に良好ですが、本町が平成30年6月に町内の岩手中央農業協同組合の正組合員1,734名を対象に行った意向調査の結果によると、回答者1,235名のうち404名が今から概ね10年以内に経営規模の縮小又は廃業を希望すると回答しております（内訳は下欄のとおり。）。

種 別	人 数
認定農業者(個人)	9
(うち集落営農組合の構成員)	(6)
認定農業者(農事組合法人)の構成員	89
法人化を目指す集落営農組合の構成員 (個人の認定農業者を除く。)	155
農業経営体に属さない者	138
無記名	13
合計	404

また、上記意向調査によると、経営規模の縮小又は廃業を希望すると回答した理由は以下のとおりです。

理 由 (複数回答)	人 数
後継者がいないため	213
高齢のため	198
農業では生計が維持できないため	161
農業以外の仕事が忙しいため	75
病気のため	40
その他	12

上欄のとおり、「後継者がいないため」と回答した者が213名、「高齢のため」と回答した者が198名おり、経営規模の縮小又は廃業を希望すると回答した者の半数以上が、高齢のため10年後も同様に農業経営を行うことはできないが、経営継承できる後継者もないことがわかります。また、「農業では生計が維持できないため」と回答した者が161名、「農業以外の仕事が忙しいため」と回答した者が75名おり、経営規模の縮小又は廃業を希望すると回答した者の4割から6割が兼業農家であり、金銭的・時間的制約から農業経営が困難であることがわかります。このような高齢者・兼業農家が農業経営を持続することは困難であるので、このままでは、今後10年以内に現に彼らが耕作する農地から耕作放棄地が発生するものと考えます。

一方で、上記意向調査に対して、今から概ね10年後を見据え、経営規模の拡大を希望すると回答した者は45名に留まります(内訳は下欄のとおり)。

種 別	人 数
認定農業者・認定新規就農者(個人)	23
(うち農事組合法人・集落営農組合の構成員)	(11)
認定農業者(農事組合法人)の構成員 (個人の認定農業者を除く。)	4
法人化を目指す集落営農組合の構成員 (個人の認定農業者を除く。)	12
農業経営体に属さない者	5
無記名	1
合計	45

上記の2040年に向けた目標を達成するためには、経営規模の縮小又は廃業を希望すると回答した404名が耕作を放棄する見込みの農地（以下「潜在的耕作放棄地」という。）を、他の農業経営体に早急に集積し、又は同経営体の他の構成員に耕作させる（以下「集積等する」という。）必要があります。

上欄のとおり、集落営農組合（農事組合法人を含む。）のうち、経営規模の縮小又は廃業を希望する構成員（個人の認定農業者を含む。）は253名にも上る反面、経営規模の拡大を希望する構成員（個人の認定農業者を含む。）は26名に留まります。また、集落営農組合（農事組合法人を含む。）のうち11組織には、経営規模の縮小又は廃業を希望する構成員（個人の認定農業者を含む。）がいる反面、経営規模の拡大を希望する構成員がおりません。集落営農組合の構成員が耕作できなくなった農地について

は、原則他の構成員が耕作しますが、以上の回答結果を踏まえると、全ての集落営農組合が構成員のみで自らが抱える潜在的耕作放棄地を解消するには限界があると考えます。

また、上記意向調査に対して、今から概ね10年後においても、現在の経営規模を維持したいと回答した者は785名にも上りました。785名のうちには、現在の経営規模において十分な収益を得ているためそのように回答した者もいれば、農業経営によって十分な収益を得ていないが、自らが現に耕作する農地を他に維持管理できる者が地域にいないという消極的な理由でそのように回答した者もいる可能性があります。後者は、できれば他の農業経営体に集積したい農地（以下「消極的耕作地」という。）を有している可能性が高いので、潜在的耕作放棄地ほどの緊急性はありませんが、消極的耕作地についても他の農業経営体に早急に集積等しなければなりません。

このことを踏まえ、2040年においては潜在的耕作放棄地及び消極的耕作地（以下「潜在的耕作放棄地等」という。）が全て解消されるべきと考えます。

そのために、本町、本町農業委員会等から構成される矢巾町農業経営体連絡協議会は、

- ① 潜在的耕作放棄地を現に耕作する者から、経営規模の縮小又は廃業に向けたスケジュール、潜在的耕作放棄地の耕作条件・地理的条件等の情報を聴取し、
- ② 消極的耕作地を現に耕作する者から、消極的耕作地の耕作条件・地理的条件等の情報を聴取し、

- ③ ①及び②により徴取した情報を踏まえ、各地域で、集落営農組合その他の農業経営体が参加した上で、地域の潜在的耕作放棄地等の新たな集積先又は耕作者（以下「集積先等」という。）について協議（以下「集積等に係る協議」という。）がなされるよう支援し、
- ④ 当該協議の結果が地域の人・農地プランに反映されるよう支援します。

(2) 新たな集積先等の確保・支援

集積等に係る協議により、新たな集積先等が決定されるためには、

- ① 地域において新たな集積先等となりうる者が十分に確保され、
- ② 地域において新たな集積先等となる負担（以下「集積等に係る負担」という。）が軽減されるよう十分な支援を受けられることが重要となります。

新たな集積先等として、上記意向調査に対して、経営規模の拡大を希望すると回答した認定農業者及び集落営農組合の構成員が有力と考えられます。よって、矢巾町農業経営体連絡協議会は、彼らから経営規模の拡大に向けたスケジュール、必要とする農地の耕作条件・地理的条件等の情報を聴取し、当該情報

をもとに集積等に係る協議の参加者について助言をしてまいります。

また、異なる地域の農業経営体同士で換地を行うだけでなく、地域内の潜在的耕作放棄地等を集積する代わりに地域外で集積していた農地を手放すことでも集約を進めることができると考えます。平成31年1月現在地域の人・農地プランに位置づけられた中心経営体への当該地域内農地の集積率は各地域平均すると47.8%に留まります。当該中心経営体全てが本町の農業経営体というわけではありませんが、本町全体での農業経営体への農地集積率が8割を超えていることを踏まえると、本町の農業経営体の多くは地域外の農地も集積していることとなります。

2040年には、地域ごとの中心経営体への農地集積率が本町全体での農業経営体への農地集積率と同水準となるよう、矢巾町農業経営体連絡協議会は、

- ① 異なる地域の農業経営体同士での換地に係る協議を支援し、
- ② 現に経営規模の拡大を希望していなくても、地域内への農地集約を希望する農業経営体にも集積等に係る協議への参加を促します。

現に経営規模の拡大を希望する者や地域内への農地集約を希望する者がいない地域は、地域外の農業経営体、特に経営規模の拡大を希望する集落営農組合に属さない認定農業者を交えて集積等に係る協議を行うべきと考えます。しかし、耕作地が分散すればその分農業経営に時間的・金銭的コストがかかるため、地域外の農業経営体を新たな集積先とするには限界があります。

よって、地域内外の農業経営体等と協議を行っても新たな集積先等が決定しない地域も生じうると考えますが、当該地域であっても、地域の潜在的耕作放棄地等において専業農家として新規に就農する者を募るべきと考えます。

上記の手順を踏まえ、集積等に係る協議を進めていくべきですが、特定の集積先等に潜在的耕作放棄地等を集積等すればするほど、当該集積先等の集積等に係る負担は大きくなります。よって、新たな集積先等を決定する上で、特に農業従事経験のない者を潜在的耕作放棄地等において就農させる場合は、集積等に係る負担が軽減されるよう支援することが重要と考えます。

集積等に係る負担を軽減するためには、新たな集積先等が効率的な農業経営を行える環境、特に大区画であり、十分に集約された潜在的耕作放棄地等を提供することが重要と考えます。本町の水田面積約2,423haのうち約1,923haは、基盤整備事業により、既に大区画化、汎用化、農道整備、パイプライン化等が実現されておりますが、本町は、岩手県等の関係機関と連携の上、本事業をさらに推進します。また、地域内の潜在的耕作放棄地等については、入り作分も含め、換地等を行い、農地の集団化を進めるべきであり、矢巾町農業経営体連絡協議会は、地域内での農地の集団化に係る協議も支援してまいります。

また、集積等に係る負担を軽減するためには、地域ぐるみで新たな集積先等の農業経営を支援することが重要と考えます。例えば、潜在的耕作放棄地等を集積し、離農した元兼業農家が、休日に当該潜在的耕作放棄地等において、自前の機械でできる

草刈等の軽作業を行うこともこのような支援に当たると考えます。新たな集積先等がこのような支援を受けられるよう、地域における関係性づくりも本町は支援してまいります。



農地利用図を活用して集積等に係る協議を行う様子

3. 持続可能な農業経営体の育成

後継者不在のため農業経営が困難な高齢者、金銭的・時間的制約から農業経営が困難な兼業農家等から潜在的耕作放棄地等が発生している現状を踏まえると、本町の農業経営体は専業農家として生計を立てるだけの十分な収益を安定して得ることができ、後継者がいる又は確保できる者（以下「持続可能な農業経営体」という。）が望ましいと考えます。

このことを踏まえ、2040年においては本町の全ての農業経営体が持続可能な農業経営体であるべきと考えます。

(1) 高収益作物の生産推進

専業農家として生計を立てるだけの十分な収益を得るためにはどの程度の経営規模が必要なのでしょうか。上記の意向調査の回答者720名（平成30年8月時点で農畜産物の販売実績がないものは含まない。以下同じ。）のうち農協以外の売り先があると回答したものは175名のみとなっています。また、上記の意向調査の回答者1,154名のうち個人名義で販売用に作付している品目として主食用米（うるち米）を上げたものは最も多く537名にも上りました。このように本町の農業経営体は主食用米（うるち米）主体の農業経営を行っており、その大半を系統販売していることがわかります。主食用米（うるち米）の移植栽培のみを

行い、生産した主食用米を全量系統販売する農業経営体の収益状況についてですが、

- ① 岩手県農業研究センターが2015年に公表した岩手県農業技術体系を踏まえ、
- ② 10aあたりの収穫量を570kg、系統販売金額を30kgあたり6,225円、販売手数料を本金額の3.5%と想定し、
- ③ トラクター、コンバイン等の必要な農業機械を全て個人で所有し、実耐用年数で償還すると想定した場合、

経営規模が5haだと毎年約160万円の赤字、経営規模が15haでも毎年約75万円の赤字となり、専業農家として十分な収益を得られません。経営規模が30haとなれば、毎年約490万円の黒字となり、家族経営等であれば専業農家となることができます。仮に必要な農業機械を他の1経営体と共有し、減価償却費も両方で折半すれば、経営規模が15haでも毎年約360万円の黒字となり、専業農家とまではいかずとも農業主体で生計を立てることが可能です。しかし、平成30年度に矢巾町農業再生支援協議会が本町の認定方針作成者である岩手中央農業協同組合に割り振った主食用米の生産目安は約1,274haのみである反面、平成31年1月時点で本町には、法人化していない個人の認定農業者及び認定新規就農者だけでも96名存在しております。よって、仮に彼ら全員が主食用米を30ha生産しようとする、町内の農地だけでは足りなくなります。このような圃場面積のわりに農業経営体数が多い本町において、各農業経営体が専業農家として生計を立てるだけの十分な収益を安定して得るためには、米、麦等の

多くの経営面積を必要とする土地利用型作物だけでなく、少ない経営面積でも十分な収益を得ることができる園芸作物等の高収益作物も生産すべきと考えます。

高収益作物を生産する農業経営体の収益状況についてですが、町内での生産も盛んで、園芸作物の中でも面積当たりの収穫量が多いきゅうりを30a露地で生産し、全量系統販売する場合を例に試算すると、

- ① 岩手県農業研究センターが2015年に公表した岩手県農業技術体系を踏まえ、
- ② 10aあたりの収穫量を8,500kg、系統販売金額を1kgあたり253円、販売手数料を本金額の2%と想定し、
- ③ トラクター等の必要な農業機械を全て個人で所有し、実耐用年数で償還すると想定した場合、

毎年約150万円の黒字となります。上記の主食用米等との複合経営、農繁期の雇用を確保した上で生産面積の拡大等を行えば、主食用米のみを生産する場合よりはるかに少ない農地でも専業農家となることができます。

このことを踏まえ、本町としては、

- ① 園芸作物の生産に不可欠な暗渠排水設備の導入（圃場の汎用化）を推進し、
- ② 高収益作物の生産に用いる農業用機械の導入については優先的に支援し、
- ③ 高収益作物の生産技術、高収益作物を活用した農業経営に係る研修会、意見交換会等を優先的に行います。



本町が東北一（平成30年時点）の生産量を誇るズッキーニ

(2) 農畜産物の販路拡大の推進

上記では、全て系統販売を例に農業経営体の収益状況を試算しましたが、系統販売以外の販売方法を確保することで当該収益状況は改善しないでしょうか。

上記の意向調査において、回答者720名のうち73名が市場へ出荷していると回答しましたが、本町産の野菜、果樹等を取り扱う主な市場として盛岡市中央卸売市場が挙げられます。当該市場におけるきゅうりの売値を例に挙げると、初出荷時期である平成30年7月6日から21日までの中値は上記の系統販売金額を常に上回っており、この期間の中値を平均すると、約620円になります。市場の売値は常に変動しているため、市場出荷により

常に高い収益を得られるわけではありません。しかし、きゅうりの初出荷時期等の例年価格が高騰する時期を踏まえ、農業経営を行うことは、収益状況を改善する上で重要と考えます。

また、上記の意向調査において、回答者720名のうち52名が特定の取引先（産直施設を除く。以下同じ。）と契約販売をしていると回答しました（内訳は下欄のとおり。）。

種 別	人 数
認定農業者(個人)	22
(うち農事組合法人・集落営農組合の構成員)	(9)
認定農業者(農事組合法人)の構成員 (個人の認定農業者を除く。)	7
法人化を目指す集落営農組合の構成員 (個人の認定農業者を除く。)	14
農業経営体に属さない者	9
合計	52

中には系統販売に適さない規格外品を販売するために特定の取引先と契約販売をしている者もありますが、上欄のとおり個人の認定農業者のうち22名が特定の取引先と契約販売をしていると回答しており、そのうち9名が平成29年の総販売金額のうち当該取引先との販売金額が最も多いと回答しております。少数ではありますが、特定の取引先との契約販売を主体に生計を立てている者もいることがわかります。最終消費者に近い加工・小売業者、飲食・宿泊施設等と直接的に売買契約を結べれば、

運送・保管手数料等の流通コストが軽減されるため、系統販売より多くの収益を得ることができると考えます。

加工・小売業者、飲食・宿泊施設等と新たに直接、安定した販売量・金額で長期的に売買契約を結ぶためには、彼らに販売しようとする農畜産物の優位性を十分に理解させ、既存の売買契約を見直させなければなりません。よって、その他の売買契約を結ぶとき以上に売り先のニーズを踏まえた農畜産物の差別化及び宣伝が重要となります。

このことを踏まえ、本町は、

- ① 隣接した盛岡市、首都圏等の大消費地を中心に、本町の農業経営体との売買契約の締結に関心を示す加工・小売業者、飲食・宿泊施設等に係る情報を積極的に収集・提供し、
- ② 当該加工・小売業者、飲食・宿泊施設等のニーズを踏まえた農畜産物の生産、加工品の開発、農業生産工程管理（GAP）の取組等を優先的に支援し、
- ③ 当該加工・小売業者、飲食・宿泊施設等を対象に、試食等を交えた町産農畜産物の商談会・町長等によるトップセールスを行います。

また、加工・小売業者、飲食・宿泊施設等が既存の売買契約を見直す大きな要因として、最終消費者からの評価が挙げられますので、町産農畜産物が消費者から高い評価を受けられるよう、本町は、

- ① 盛岡市、首都圏等の大消費地を中心に、小売業者等と連携して、町産農畜産物の販売会を実施し、

- ② 町産農畜産物を用いた農業体験、料理体験、試食会等を行い、
- ③ これらの販売状況、最終消費者からの反応等の情報を加工・小売業者、飲食・宿泊施設等に積極的に提供してまいります。



矢巾の恵みを味わうタベの様子

(3) 有害鳥獣駆除の担い手育成

持続可能な農業経営体となるためには、もちろん農業経営体自身の努力が不可欠ですが、農業経営体の努力ではどうしても避けられない農業経営を行う上での障害を取り除くことも大変重要であると考えます。このような障害の中で、特に現在深刻な

のが、有害鳥獣による農畜産物被害であると考えます。

近年は有害鳥獣による農畜産物被害が増加しております。東北農政局によると平成28年度における岩手県内の農作物被害額は39,787万円であり、10年前の2倍以上となっております。当該被害額のうち21,978万円はシカによるもので占められております。本町においては未だシカによる農畜産物被害は認められていませんが、シカは繁殖力に優れ、1年で個体数が1.15～1.2倍になることから、シカによる農畜産物被害が発生するのも時間の問題であると考えます。

このような農畜産物被害を抑制するためには、有害鳥獣駆除の担い手が十分に確保され、彼らの有害鳥獣駆除の技術が高い水準で維持されることが不可欠であります。平成30年8月時点で本町と連携して有害鳥獣駆除を行う矢巾町有害鳥獣駆除員は16人のみであり、そのうち12人は60歳以上となっております。また、本町にある矢巾総合射撃場は、県内の猟友会員を中心に年間約2,500人が来場する担い手育成施設ではありますが、現在老朽化の一途を辿っており、このままでは担い手育成のために必要な機能を維持できなくなります。このことを踏まえ、本町は、

- ① 矢巾総合射撃場等の担い手育成施設がその機能を維持できるように必要な支援を行い、
- ② 矢巾町有害鳥獣駆除員等の本町の担い手が当該施設を十分に利用できるよう必要な支援を行い、
- ③ これらの支援策を狩猟に関心を示す担い手候補者に十分

に周知し、本町は担い手にとって魅力的な町であるとの認識を広げ、矢巾町有害鳥獣駆除員等の担い手の拡充・若返りを図ります。



矢巾総合射撃場における射撃訓練の様子

(4) 本町の児童・生徒等に対する農業の魅力発信

各農業経営体が将来にわたって後継者を確保できるようになるためには、将来的に就農しうる本町の児童・生徒等が農業を魅力ある仕事として、そして各農業経営体を魅力ある職場とし

て認識しなくてはならず、そのためには各農業経営体の仕事風景や生産している農畜産物について知る機会が充分になくてはなりません。

このことを踏まえ、本町は、農業経営体、矢巾町教育委員会等と連携しながら、本町の児童・生徒を対象に、実際に本町の農業経営体が実施しているスマート農業等の最先端の農業経営に係る体験授業等を実施します。

また、本町の児童・生徒が町産農畜産物と十分に触れ合えるよう、町産農畜産物を積極的に給食に用い、町内の産直施設等を支援します。



銀河のしずく給食試食会の様子

4. 森林の保全・山村の振興

(1) 森林整備・樹種転換による防災等の推進

本町農林行政の最大の使命の一つである多面的機能を有する森林・山村の保全のためには、森林、林業用施設が荒廃しないよう日々林業経営を行いながら、それらを維持管理していくことが不可欠であります。しかし、農林水産省が2016年に公表した2015年農林業センサス報告書第1巻都道府県別統計書によると、本町の林業経営体は12経営体のみであり、彼らが林業経営を行っている保有山林は107haのみとなっております。当該統計書によると、本町の私有林面積は551haであることから、本町私有林の約8割においては林業経営が行われていないこととなります。さらに、本町には森林経営計画を策定している林業経営体がないこと、本町私有林において林道として認定された道がないこと等を踏まえると、林業経営が行われているはずの森林でも十分な森林整備が行われているとは限りません。また、近年では松くい虫被害を受けた枯損木が急増しており、平成29年度においては、岩手県が行う現地調査等により、町内において約390m³の枯損木が新たに発見されました。このまま森林整備が行き届かず、松くい虫被害が増加していけば、立木が生育不良となり、森林の土壌が流出しやすくなります。今後も気候変動等の影響により豪雨災害の発生が見込まれます。当該豪雨災害を想定し、ダム等の施設に流木止めを設置し、流木による河川氾濫を防止することも重要ですが、豪雨災害の影響を受けづ

らい森林を造成することが何よりも重要であると考えます。また、除間伐等が行き届いていない森林は暗く、見通しが悪いため、このような森林が増えると、有害鳥獣が人間から隠れやすく、また人里に下りてきやすくなります。2040年においては、

- ① 松くい虫被害を受けている森林においては松くい虫被害を受けない樹種へ転換され、
- ② 岩崎川・大白沢川上流沿いの森林及び有害鳥獣による被害を受けている人里周辺の森林においては森林整備が十分に行われるべきと考えます。

このことを踏まえ、本町は、

- ① これらの森林の所有者に森林整備・樹種転換を適切に行うよう働きかけ、
- ② これらの森林のうち所有者に森林整備・樹種転換を行う意欲及び能力が乏しいものについては、森林経営管理制度等を活用し、本町が経営管理を受託し、
- ③ 当該森林を極力集約した上で、町内外の林業経営体に経営管理を再委託し、
- ④ 再委託できる林業経営体が町内外に存在しない森林については、当該森林において新規に就業する者を募り、又は本町自らが当該森林の経営管理を担います。

また、特定の林業経営体が森林の経営管理を受託すればするほど、当該林業経営体にかかる負担は大きくなります。当該負担を軽減するためには、地域ぐるみで当該林業経営体を支援することが重要と考えます。例えば、経営管理を委託した森林の

所有者が、休日に当該森林において、自前の機械でできる下刈り、除伐等の施業を行うこともこのような支援に当たると考えます。森林の経営管理を受託する林業経営体がこのような支援を受けられるよう、地域における関係性づくりも本町は支援してまいります。



北谷地山内の松くい虫被害の様子

(2) 原木林造成による原木椎茸の生産推進

本町は原木椎茸の生産がさかんであり、平成28年度における

本町の原木椎茸生産量は県内1位の88,943kgとなっております。原木椎茸の生産振興のためには、生産資材である原木が椎茸生産者へ安定的に供給されることが重要であります。原子力発電所事故により、福島県近辺の原木林が放射性物質に汚染されたことで、全国的な原木の供給不足及び価格高騰が生じております。例えば、岩手中央農業協同組合が椎茸生産者に販売した原木1本当たりの平成29年度の平均単価は、震災前過去3年間（平成20年度から平成22年度まで）の平均単価の約1.8倍となっております。平成30年8月時点では特用林産施設等体制整備事業、東京電力からの損害賠償等により原木の購入に係る負担はある程度軽減されておりますが、前者については復興期間の最終年度である平成32年度において終了し、後者についても今後とも継続されるかは不明確であります。

以上の現状を踏まえ、2040年には本町の椎茸生産者が安全な原木を原子力発電所事故以前とほとんど同額で安定的に入手できるようになるべきと考えます。そして、そのためには本町の椎茸生産者が優先的に活用できる原木林が本町又は近隣市町に造成されるべきと考えます。

また、原木林は、伐採しても15年から20年後には萌芽更新により再生し、広く根を張るため豪雨災害による土壌流出を防ぐ上で効果的であります。このような環境保全・防災の観点からも、本町又は近隣市町に原木林を造成すべきと考えます。

このことを踏まえ、本町は、

- ① 椎茸生産者の意向を踏まえ、本町又は近隣市町において

原木林を造成する候補地を検討し、

- ② 椎茸生産者が希望する販売価格、販売量等を踏まえ、当該候補地の所有者に対して原木林の造成を働きかけ、
- ③ 当該候補地の所有者に原木林を造成する意欲及び能力が乏しい場合は、森林経営管理制度等を活用した上記の手順に則って、これらの候補地において原木林が造成されるよう支援いたします。



本町が県内一の生産量を誇る原木椎茸

平成31年 3 月

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第 27 号

町道中央 1 号線道路改良その 1 工事請負契約の変更について

町道中央 1 号線道路改良その 1 工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年矢巾町条例第 8 号）第 2 条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 19 日提出

矢巾町長 高橋 昌造

記

- 1 工 事 名 町道中央 1 号線道路改良その 1 工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字藤沢地内
- 3 契約の相手方 矢巾町大字西徳田第 6 地割 177 番地
株式会社佐々木組
代表取締役社長 佐々木 和 久

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	172,800,000円	187,164,000円

議案第28号

農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の変更について

農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成31年 3月19日提出

矢巾町長 高橋 昌造

記

- 1 工 事 名 農地耕作条件改善事業その1工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字北伝法寺、室岡、岩清水、和味、南矢幅地内
- 3 契約の相手方 矢巾町大字煙山第10地割28番地
水本重機株式会社
代表取締役 水 本 進

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	54,000,000円	58,604,040円

議案第 29 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年矢巾町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 19 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢巾町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 〔略〕 2 〔略〕 〔新設〕</p>	<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 30 号

矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

矢巾町福祉医療資金貸付基金条例（平成 7 年矢巾町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 19 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例

矢巾町福祉医療資金貸付基金条例（平成7年矢巾町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（貸付金額）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給者が3歳に達する日の属する月の翌月から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合の自己負担基準額は、入院外に係る医療費については750円、入院に係る医療費については2,500円とする。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>（貸付金額）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給者が3歳に達する日の属する月の翌月から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合の自己負担基準額は、入院外に係る医療費については750円、入院に係る医療費については2,500円とする。</p> <p>3 〔略〕</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の矢巾町福祉医療資金貸付基金条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療に係る福祉医療資金の貸付について適用し、同日前に受けた受療に係る福祉医療資金の貸付については、なお従前の例による。

発議案第2号

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

平成31年3月19日

矢巾町議会議長 廣田光男様

提出者	矢巾町議会議員	小川文子
賛成者	〃	川村農夫
〃	〃	廣田清実
〃	〃	長谷川和男
〃	〃	藤原由巳

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書

日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。日米地位協定の考え方（補足版）第2条第1項に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている・・・わが国が米軍の提供を要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっています。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回に渡り「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月にとても意味のある提言を発表しました。

そこで、矢巾町議会は、国に対し下記のことを強く要請します。

記

- 1 日米地位協定の見直しをすること。
- 2 国は地方自治の権限を保証すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成31年 3月19日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様	
内閣官房長官	菅		義	偉	様	
衆議院議長	大	島	理	森	様	
参議院議長	伊	達	忠	一	様	
県選出国會議員						
衆議院議員	小	沢	一	郎	様	
〃	鈴	木	俊	一	様	
〃	階			猛	様	
〃	高	橋	比	奈	子	様
〃	藤	原		崇	様	
参議院議員	平	野	達	男	様	
〃	木	戸	口	英	司	様

岩手県紫波郡矢巾町議会

議長 廣田光男

発議案第3号

放課後児童クラブの職員配置基準等堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

平成31年3月19日

矢巾町議会議長 廣田光男様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	高橋安子
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	昆秀一
〃	〃	川村よし子
〃	〃	米倉清志

放課後児童クラブの職員配置基準等堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものである。児童の安全を確保するためには、児童を見守る職員の体制は万全である必要がある。

そのため、放課後児童クラブで突発的な事故等が生じた場合、それに対応する職員のほか、その職員以外に児童に対応する者が必要になるなどの理由から、職員の複数配置が必要とされている。また、放課後児童クラブに配置される放課後児童支援員等については、研修等により資質を向上させていくことも必要とされていることから、これらの職員の配置等については国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされている。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に放課後児童クラブの人材不足の深刻化によりその運営に支障が生じているとして、当該従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出された。これを受け、国は、当該従うべき基準を参酌化することについて、今後、地方分権の議論の場で検討することとしている。

仮に、当該従うべき基準を緩和して職員が1名で多くの児童を受け持つことになった場合には、放課後児童クラブの児童の安全が確保できない可能性がある。放課後児童クラブの運営において最優先すべきことは児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該従うべき基準が定められたものである。これを単に放課後児童クラブの人員の確保が難しいという理由によって緩和すべきではない。

また、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保とその質の向上が不可欠である。そのため、国においては経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めたが、その要件が厳しいことから事業の活用が進んでおらず、放課後児童支援員等の処遇の改善はいまだ不十分な状態である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準については、児童の安全が確保されるよう堅持すること。
- 2 放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善の更なる対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3月19日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
内閣官房長官	菅		義	偉	様
厚生労働大臣	根	本		匠	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	伊	達	忠	一	様
県選出国會議員					
衆議院議員	小	沢	一	郎	様
〃	鈴	木	俊	一	様
〃	階			猛	様
〃	高	橋	比奈子		様
〃	藤	原		崇	様
参議院議員	平	野	達	男	様
〃	木戸口	英	司		様

岩手県紫波郡矢巾町議会

議長 廣田光男